

平成 29 年 11 月 1 日  
熊 野 市

## 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う熊野市の当面の対応について

平成 29 年 11 月 1 日から気象庁が運用を開始した「南海トラフ地震に関する情報」が発表された際の熊野市の対応を以下のとおりとします。

### 1 南海トラフ地震に関する情報について

南海トラフ地震に関連する情報の種類発表条件は次表のとおりです。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 に関連する情報 (定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震 に関連する情報 (臨時)	① 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ② 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。 ③ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合。

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

### 2 本市の対応について

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報(定例)が発表された場合

通常体制とします

#### (2) 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合

1 の表の情報発表条件に合わせて別表のとおり体制を取り対応します。

なお、③により南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合は体制を解除又は縮小します。

### 3 今後の対応について

南海トラフ地震に関連する情報の発表は、国が南海トラフ地震に係る新たな防災対応を定めるまでの当面の措置である為、国の動きに応じて、適宜、対応内容を検討・修正します。また、熊野市地域防災計画をはじめとする東海地震に関する本市の既存の計画等については、国において、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められ、三重県において地域防災計画をはじめとする東海地震に関する既存の計画等が見直された際に、見直すこととします。

## 別表

	①（調査を開始）の場合	②（地震発生の可能性が相対的に高まる）の場合
本市の体制	防災対策推進課による体制。	地震災害警戒本部による全庁体制。 →地震発生時に必要な対策が即座に実施できる体制として、各部で必要な人員を配備する。（東海地震注意情報発表時の体制を準用） →各部の人員配備については、長期間に渡る業務継続を考慮して行う。 ◆状況に応じて体制の継続・拡大・縮小を検討する。
本市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等から情報収集を行う。</li> <li>・庁内の情報共有を行う。</li> <li>・市民からの問い合わせ対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等から情報収集を行う。</li> <li>・地震災害警戒本部会議の開催（庁内本部員のみ）</li> </ul> →市民への注意喚起等、今後の対応を検討する。 →各部は、地震発生に備えた準備をする。 （情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等）

※地震が発生し、災害対策本部の設置基準を満たした場合は、災害対策本部による体制とする。

### 《災害対策本部設置基準》

- ・市域に震度 5 弱以上又はこれに準ずる地震があったとき。
- ・県下(市域以外)に震度 5 強以上の地震があったとき。
- ・三重県南部津波予報区気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく津波警報又は津波注意報が発表された時。ただし、津波警報から津波注意報への切替による発表で災害のおそれがない場合はこの限りではない。
- ・市全域にわたって地震による大規模災害が発生し又は発生が予想され、市長が必要と認めたとき。
- ・その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき。